

# 令和7年度（2025年度） 児童福祉施設等の指導監査等実績

## 1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数 (R7(2025).4.1 時点)	実 績 (R8(2026).3.31 時点)
保育所 (休止施設(1件)を除く)	69	51
保育所型認定こども園	3	2
母子生活支援施設	1	1
幼保連携型認定こども園	16	8
小規模保育事業 A 型	46	27
認可外保育施設 (休止施設(4件)を除く)	45	30
認可外保育施設(居宅訪問型) (休止施設(3件)を除く)	14	6

## 2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
保育所、保育所型認定こども園、 母子生活支援施設		54	22	40
施設の運 営管理体 制の確立	運営管理		3	3
	諸規程等の整備状況		8	1
	職員の配置状況		2	0
	財務管理の状況		0	14
必要な職員 確保と職員 処遇の充実	労務管理		3	14
	職員の健康診断		0	3
	職員の確保及び資質向上		0	0
防災対策の 充実強化	非常災害対策の状況		2	18
	業務継続計画の策定等		0	0
入所者処 遇の充実	保育等の計画及び評価		10	20
	子どもの健康支援		0	1
	環境及び衛生管理		0	0
	安全管理		0	7
	子育て支援		0	1
	入所者を平等に取り扱う原則		0	0
	虐待等の禁止		0	0
	秘密の保持等		1	1
	苦情への対応		0	1
	保護者との連絡		0	0
	食事		0	1
	食事に関する衛生管理		0	1
指摘件数合計			29	86

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したもの。以降同じ。

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
幼保連携型認定こども園		8	3	5
教育・保 育環境の 整備	設備基準		0	0
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		0	0
	諸規程等の整備状況		0	0
	職員の確保・定着促進及び資質向上		1	1
教育・保 育内容	目標・全体的な計画		1	0
	指導計画・記録		1	2
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		0	0
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
	虐待その他不適切保育の防止及び対応		0	0
健康・安 全・給食	健康の保持増進		0	0
	事故防止・安全対策		0	4
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	1
指摘件数合計			3	8

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
小規模保育事業 A 型	27	9	18
運営管理		3	1
重要事項に関する規定		1	0
職員の配置状況		1	0
会計		0	3
労働基準関係法規の遵守		2	6
職員の健康診断		0	1
職員の知識及び技能の向上等		0	1
非常災害対策		2	12
保育の計画及び評価		3	9
子どもの健康支援		0	0
環境及び衛生管理		0	0
安全管理		0	2
子育て支援		0	0
利用乳幼児を平等に取り扱う原則		0	0
虐待等の禁止		0	0
秘密の保持等		0	0
苦情への対応		0	8
保護者との連絡		0	0
食事		0	3
食事に関する衛生管理		0	1
指摘件数合計		12	47

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	36	8	12
保育に従事する者の数及び資格		0	0
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		0	2
保育室を2階以上に設ける場合の条件		0	0
保育内容		0	4
給食		0	0
健康管理・安全確保		8	4
利用者への情報提供		3	5
備える帳簿等		0	0
指摘件数合計		11	15

### 3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

#### (1) 保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設

- 運営管理
  - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 諸規程等の整備状況
  - ・ 運営規程の内容が実態と異なるため改正し、保育企画課へ変更の届出を行うこと。
- 職員の配置状況
  - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
  - ・ 常時2名以上の保育士（施設長を除く）を配置すること。
- 労務管理
  - ・ 法定外控除を行う場合は、労働基準法第24条の労使協定を締結すること。
- 非常災害対策の状況
  - ・ 消防用設備点検を半年に1回実施し、年1回はその結果を消防署へ報告すること。
- 保育等の計画及び評価
  - ・ 障害のある子どもの個別指導計画が未作成のため、月の指導計画の中に位置付けて作成すること。
  - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 秘密の保持等
  - ・ 職員が在職中のみならず、職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

#### (2) 幼保連携型認定こども園

- 職員の確保・定着促進及び資質向上
  - ・ 法定外控除を行う場合は、労働基準法第24条の労使協定を締結すること。
- 目標・全体的な計画
  - ・ 教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な「全体的な計画」を作成すること。
- 指導計画・記録
  - ・ 教育及び保育等の状況その他の運営の状況について自ら行った評価（自己評価）の結果を公表すること。

### (3) 小規模保育事業 A 型

- 運営管理
  - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 重要事項に関する規定
  - ・ 運営規程の内容が実態と異なるため改正し、保育企画課へ変更の届出を行うこと。
- 職員の配置状況
  - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
- 労働基準関係法規の遵守
  - ・ 法定外控除を行う場合は、労働基準法第 24 条の労使協定を締結すること。
- 非常災害対策
  - ・ 消防用設備点検(機器点検)は、半年に 1 回実施すること。
  - ・ 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定めること。
- 保育の計画及び評価
  - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価(保育所の自己評価)を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

### (4) 認可外保育施設

- 健康管理・安全確保
  - ・ 健康診断を 1 年に 1 回受診すること。
  - ・ 食事の提供を行う場合には、検便を実施すること。
  - ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
  - ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に実技講習を受講すること。
- 備える帳簿等
  - ・ サービスを利用しようとする者に、提供するサービス内容を書面等により提示すること。
  - ・ サービスの利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること。